

## V

# オンブズパーソンの会議等と情報公開

---

オンブズパーソン会議の開催状況  
個々の事例に関する研究協議  
情報公開の対応

## V オンブズパーソンの会議等と情報公開

代表オンブズパーソンは、オンブズパーソン会議を招集して、条例運営の重要事項について話し合っ決定します。

「重要事項」とは、おおむね次に掲げる事項としています。

- ① オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関する事
- ② 代表オンブズパーソンの職務代理の互選
- ③ 調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
- ④ 勧告、意見表明等の内容を公表する場合
- ⑤ 運営状況等を市長に報告し、公表する場合

これらは、オンブズパーソンが子どもの最善の利益を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するために、とりわけ重要な事項です。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除けば、積極的に公開することが原則となります。もちろん、この原則は、勧告・意見表明などの条例上の対処についても適用されます。これは、川西市の子どもたちが置かれている現状や課題をできるだけ広く市民に知ってもらい、ともに力を合わせて、子どもの最善の利益の実現に努力するためです。

### オンブズパーソン会議の開催状況

表V-1 オンブズパーソン会議の開催状況 2007年次(1月～12月)

会 議	開催期日	議 案 等
第1回会議	4月12日	(議案第1号) 代表オンブズパーソンの互選について (議案第2号) 調査相談専門員のうち専門員の推薦について (報告事項) ① 2007(平成19)年度当初予算について ② 2007(平成19)年1月～3月の相談等の受付状況について
第2回会議	12月27日	(議案第3号) 条例運営について 2007年次活動報告事項と内容について (報告事項) ① 2007(平成19)年1月～11月の相談等の受付状況について

本年次は、オンブズパーソン会議を計2回開催しました(表V-1)。審議された各議案のあらまは、次のとおりです。

## 議案第 1 号

第 4 期のオンブズパーソン委嘱期間満了に伴い、条例第 5 条第 2 項の規定により、あらためて代表オンブズパーソン及び代表オンブズパーソンの職務代理の互選を必要とするために提案。代表に羽下大信氏、代表の職務代理に桜井智恵子氏が選任されました。

## 議案第 2 号

調査相談専門員のうち専門員の委嘱任期満了に伴う次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、オンブズパーソン経験者 4 名、相談員経験者 1 名、元学校長 1 名の計 6 名の推薦を全員一致で決定しました。

## 議案第 3 号

条例第 20 条に基づく運営状況の市長への報告と公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次報告書の作成内容等が提案され、審議の結果、全員一致で可決しました。

## 個々の事例に関する研究協議

上に述べたオンブズパーソン会議とは別に、条例上の手続きとしては会議の開催・議決を必要としない事項でも、できるかぎりオンブズパーソンや相談員等が意見交換し、ケース検討をしてきました。これを「研究協議」と呼んでいます。

### 状況と内容等

オンブズパーソンそれぞれの専門分野からの知見、相談員や事務局などの報告をもとに、具体的な相談活動や調査活動の対応の検討や事例研究を行い、あわせて条例の解釈・運用の研究なども行ってきました。原則として毎週木曜日の午後に全員が集まり、協議はほぼ毎回 4 時間以上を要しました。特に相談員にとっては実践的な研究・研修の機会ともなるものです。

個別具体的に子どもの最善の利益を図るには、どういう支援がその子どもに必要なのか。個々の事例をそれぞれの専門分野から丁寧に検討し、意見交換していくことは、相当な時間を要するものです。このような研究協議での意見交換をもとにして、基本的には担当オンブズパーソンの判断で個々の案件への対応が図られてきました。

また、研究協議の中で、条例に基づくオンブズパーソンの合議等が必要と判断される事項が出てきた場合には、あらためてオンブズパーソン会議を開催し審議します。

本年次では、このような研究協議は計 48 回もたれました。ただし、研究協議は具体的

な個々のケースを取り扱い、個人情報も多く含む内容のため、原則非公開としています。

## 情報公開の対応

情報公開は、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱に従い対応を行っております。

また、条例第 20 条においてオンブズパーソンの運営状況等の報告及び公表を義務づけており、この活動報告書（『子どもオンブズ・レポート』）にまとめ、市長に報告し、市民に公表しています。これを行うことにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への理解と協力、活用と充実が一層図られることを期待するものです。

## 公文書公開関係

市情報公開条例第 6 条の規定に基づく公文書の公開請求はありませんでした。

情報公開条例では、公文書とは、職員が職務上作成し、または取得した文書等であって、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務があるため、個人情報をみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしながら、公開運用をはかるものです。

一方、オンブズパーソン活動における公文書は、相談記録や調査記録など多くは秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるものとなります。

しかしながら、オンブズパーソンから市の関係機関に対し勧告した文書や意見表明をした文書は、是正や改善の必要性を告げ、場合によっては自ら具体案を提示するなどして、適切な措置を講ずるよう求めたり、必要な見直しを促したりするもので、子どもの最善の利益を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則といえます。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたいと認められる情報を除いては、活動報告書において原則公開を行っております(条例第 20 条及び条例施行規則第 22 条)。

## 個人情報開示関係

本年次は、個人情報の開示に係る事柄はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する調査相談専門員によって作成され、相談案件の内容、経緯、対応等が詳細に記録されています。これはオンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。

事務局では、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。